

基本目標

1

一人ひとりの「命と暮らし」が輝くまちづくり

1 一人ひとりの「命と暮らし」が輝くまちづくり

1. 健康づくりと医療体制の充実【重点】

- (1) 生活習慣病予防対策の充実
- (2) 子どもと親の健康の確保・増進
- (3) 安心できる医療体制の構築
- (4) 医療制度の財政健全化

2. ささえ合いのまちづくり【重点】

- (1) ささえ合いの仕組みづくり
- (2) ささえ合いの人（組織）づくり

3. 子育て支援の充実（児童福祉）【重点】

- (1) 地域で取り組む子育て支援
- (2) 仕事と子育ての両立の推進
- (3) 要保護児童への支援

4. 高齢者福祉の充実

- (1) 介護予防・日常生活支援の推進
- (2) 在宅医療と介護の連携
- (3) 認知症施策の推進
- (4) 高齢者の生きがいづくりの推進

5. 障がい者（児）福祉の充実

- (1) 日常生活の支援
- (2) 障がい者への就労支援
- (3) 生き生きとした暮らしに向けた支援

6. 低所得者への支援

- (1) 生活保護制度の適正運用
- (2) 離職者への再就職支援

基本政策

1 健康づくりと医療体制の充実【重点】

基本政策の方向性

だれもが健康で安心して暮らせる社会を目指すため、様々な健康づくり活動を推進するとともに、医療との連携による疾病の早期発見・早期予防に努め、生涯にわたる健康づくりを支援します。

現況と課題

- 少子高齢化が進む中で、生活習慣病の予防、重症化予防など、一人ひとりの健康づくりが重要になっています。また、妊産婦・乳幼児への保健対策や育児不安の解消、地域医療体制の充実、医療制度の財政健全化に取り組み、健康で安心して暮らせる環境づくりを進めていく必要があります。
- 本町では、拠点となる吉富あいあいセンターにおいて、健診や健康教育、健康相談を実施しています。
- 前期基本計画期間においては、健康管理システムを有効活用し、健診結果をもとに、保健師と管理栄養士が連携して家庭訪問や個別健康教育を行い、生活習慣病の予防に努めてきました。
- また、社会環境の変化や核家族化等により、子育て家庭の孤立などの問題もあることから、乳幼児健診、赤ちゃん広場、両親学級、子育て支援センターなどの活用を推進しています。また、社会教育との連携も図りながら、幅広い子育て支援を実施しています。
- これからの中期基本計画期間においては、前期基本計画におけるこれらの施策を継続していくとともに、ライフステージにあわせた健康づくりや、健康管理意識の向上、定期的な健診の受診を呼びかけるなど、住民の健康づくりに取り組むことが必要です。



吉富あいあいセンター



赤ちゃん広場

主要施策

(1) 生活習慣病予防対策の充実

住民主体の健康づくり活動を推進するとともに、健康管理システムを活用し、医療との連携のもと、保健指導の充実に努め、生活習慣病の予防を図ります。また、健診未受診者に対しては受診勧奨を行い、生活習慣病の早期発見、早期予防に取り組みます。

①健康づくりの推進

- 健康相談や健康教室などの健康づくり活動を推進するとともに、広報誌やホームページ等を通じて健康づくりに向けた啓発を行います。また、健康づくり団体の活動を支援し、住民が主体となった健康づくり活動を推進します。
- また、心の健康づくりについての取り組みを進めます。

②健康診査の充実と活用

- 健診結果等に基づき、優先順位を明確にし、きめ細かな保健指導を行うことで重症化を予防し、住民一人ひとりにあった生活習慣病予防対策を実施します。
- 各種がん検診、特定健診等の受診状況を把握し、受診勧奨に取り組むことで、各種健康診査の受診率を向上させ、生活習慣病の早期発見に努めます。

(2) 子どもと親の健康の確保・増進

妊婦健診・乳幼児健診などを通じて、妊娠期からの子どもと親の健康管理に努め、健康の確保と増進を図るとともに、両親学級の実施、母子保健体制の充実などによる育児不安の解消に向けた取り組みを行います。

①切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

- 生まれてくる子どもが健やかに成長することを目的として、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るための妊婦健診の実施、乳幼児健診や予防接種、家庭訪問、発達相談など切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策を推進します。これらの取り組みは、広報誌やホームページ、こども健康カレンダーにより広く周知を図り、健診受診率等の向上に努めます。また、健診未受診者や要指導者、要支援者への訪問指導等を引き続き実施します。

②育児不安の解消への支援

- 出産前の妊婦とその夫を対象とした「両親学級」の実施により、妊娠・出産・育児体験を夫婦で共有し、助けあうことを啓発します。また、子育て中の親を直接訪問して相談に応じる乳児家庭全戸訪問などを通じて、育児不安の解消に向けた支援を積極的に行います。

(3) 安心できる医療体制の構築

高度化・専門化・緊急化する医療に対応するため、在宅当番医制や休日急患センターなどの診療体制の広域的な取り組みを継続して推進します。また、かかりつけ医等の普及・啓発に努め、初期段階での治療を推進します。

①地域医療体制の充実

- 京築地域や中津市を含めた広域地域で連携し、地域医療体制の充実を図ります。また、地域住民の急病患者の医療を確保するため、豊前築上地域の在宅当番医制や休日急患センターの運営を支援し、初期救急医療の充実に努めます。

(4) 医療制度の財政健全化

医療制度の財政健全化のため、住民が医療機関等を適正に受診する意識を持つことができるよう、広報・啓発に努めます。

①適正受診対策等の推進

- 医療機関の適正受診やジェネリック医薬品の利用促進等にかかる広報・啓発、個別の指導を行います。

②重症化予防対策の推進

- 健康診査やがん検診未受診者への受診勧奨による早期からの生活習慣改善や治療など、重症化予防対策を推進し、本人及び家族の安心に繋げるとともに、医療費の適正化を図ります。

成果指標

指標の内容	現況値	目標値
特定健康診査受診率	44.5%	60%(最終年度)
乳児健診受診率	88.8%	毎年度100%

◆みんなができること◆

- 日頃の生活を見直して、自分の健康は自分で守る努力をします。
- 定期的に各種検診を受診して、日頃から自分の健康状態を把握しておきます。
- 健康づくりに積極的に取り組み、地域の健康づくり活動や行事に誘い合って参加します。
- 生活習慣病の予防のため、運動の習慣を身につけ、バランスのとれた食生活を心がけます。



5歳児健診

基本政策の方向性

地域における多様な生活課題に対応するために、同じ地域に住む人が主体的に支え合うことのできるまちづくりを推進します。

現況と課題

- 近年、少子高齢化の進行、核家族化、家族意識の変化に伴い、家庭における互助機能が低下してきています。また、お互いに干渉せず、個人の価値観や考えを尊重する社会では、自由な生活をもたらすことができた反面、地域における連帯感の希薄化をまねき、地域による助け合い機能を低下させています。
- このような社会環境の変化は、一人暮らしの高齢者や子育て中の親などに不安や孤立感を抱かせ、引きこもりや孤立死、虐待などの問題をもたらしています。これらの不安を払拭し、社会的問題を解決するためには、行政が提供しているサービスだけでは限界があり、地域住民、関係団体、行政がお互いに協力し、地域社会を築いていくことが求められています。
- 本町においても、地域とのかかわりが希薄になってきつつあります。悩みや不安に関する相談相手は家族・親族、友人・知人が多く、近所の方や・同じ自治会の方、町役場を相談相手とする人は少ない状況です。
- これからの中期基本計画期間においては、こうした地域内のかかわりの希薄化による支え合い機能の低下が、まちづくりを進める上での課題です。具体的には、支援を必要とする方を支えるボランティア団体の数が少ないこと、ボランティア活動を行う人の高齢化が顕著であること、地域に核となる人が少ないことへの対応が必要です。
- 一人ひとりの町民が支え合いや助け合いの大切さを認識することで、地域コミュニティの強化や地域福祉を担う人づくりなどの基盤整備を進める必要があります。



ボランティアによる愛の弁当訪問

主要施策

(1) ささえ合いの仕組みづくり

日々の暮らしの中で近隣同士がお互いを気にかけることで、些細な異変や困りごとに気づくことができるよう、ささえ合いの仕組みづくりを推進します。また、自治会の実情に応じた社会資源や見守りのためのシステムの活用、地域福祉団体のネットワークづくりにより、十分な見守り体制を構築します。

①住民相互のささえ合いシステムの構築

- 自治会単位での見守り体制を推進します。このため、地区寿会や子ども会などの自治会活動が地域のつながりを強めることを再認識し、団体数、加入者数の増加を目指します。
- また、地区公民館を自治会の人々が気軽に集い触れ合うことができるような場所として活用します。
- 地域の貴重な人材が適材適所で活躍できるように、地域福祉を担う団体のネットワークの構築を進めます。

②地域コーディネーターの設置

- 社会福祉協議会と連携し、公的な制度や地域の人・活動団体について熟知し、個人、組織、制度をコーディネート(調整)することができる地域コーディネーターの設置を進めます。

(2) ささえ合いの人(組織)づくり

町民に対する福祉の理解と意識の向上を図る啓発活動や、人材育成を進めることにより、ささえ合いの人づくりを推進します。また、ボランティア団体、NPO法人などの地縁を超えた特定の目的のために集まった組織を、地域福祉推進のための新たなささえ合い機能として位置づけ、地域社会での多様な生活課題に対応できるささえ合いの組織づくりを行います。

①ささえ合いの人材育成

- 社会福祉協議会、教育委員会との連携により、福祉学習を推進することで、地域福祉を担う人材を育てます。
- 小さな頃から福祉を理解することができるように、福祉学習プログラムをつくり、小学校や中学校で福祉学習を実施します。

②ボランティア組織への支援体制づくり

- 社会福祉協議会と連携し、ボランティア団体、NPO法人の設立、育成などの支援を行います。

成果指標

指標の内容	現況値	目標値
見守り団体数(新規)	—	4団体(最終年度)
ボランティア人数(社協登録数)	128人	170人(最終年度)

◆みんなができること◆

- 町民一人ひとりが地域福祉に対しての理解を深め、積極的かつ主体的に行動します。
- 困っている人を見かければ、その人のために自分でできることを考え、実行に移す思いやりの気持ちを育てます。
- 支援を受ける人は安心のある暮らしを得ることにに対して感謝し、支援を行う人は地域福祉活動を行うことで喜びを得ることにに対して感謝する気持ちを育てます。

基本政策の方向性

本町の将来を担う子どもたちが健やかに成長できる環境をつくるため、各種保育サービスの充実や要保護児童などへの支援に取り組むとともに、地域全体が一体となって子育て家庭を支援します。

現況と課題

- 少子化対策として、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定され、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことが求められています。
- 本町では、病児・病後児保育、一時預かり事業、延長保育などの多様な保育サービスの実施や、第3子以降の保育料完全無料化、3歳以上就学前児童にかかる医療費の無料化、小・中学生までを対象とした医療費の助成を行ってきました。
- 児童虐待等の問題については、吉富町要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関との連携のもと、子どもたちの健やかな育成に努めています。
- 前期基本計画期間においては、これまでの各種サービスに加え、子育て相談総合窓口を設置するなど、さらなる子育て支援の充実を図りました。また、法の制定に合わせて、「吉富町子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定しました。
- これからの中期基本計画期間においては、前期基本計画におけるこれらの施策を継続していくとともに、育児相談を始めとする地域ぐるみでの子育て支援や保育サービスの充実、要保護児童への支援を行い、夢と希望を持って子育てができる環境づくりを進めていく必要があります。

主要施策

（1）地域で取り組む子育て支援

安心して子育てできる生活環境づくりに向けて、多様化する子育てに関する悩みに対応するため、相談支援の強化を図るとともに、子育て世帯のニーズに応じたサービスの提供に努めます。また、地域ぐるみの子育ての取り組みを推進するため、地域における子育て支援体制の構築に取り組みます。

① 子育て支援サービスの充実

- 子育て支援センターにおける取り組みをさらに充実させ、地域の子育ての拠点として子育て支援サービスの強化に取り組めます。
- 子育ての不安解消を図るため、0歳から1歳までの乳児とその保護者を対象とした「赤ちゃん広場」の実施や、乳幼児健診等を活用した育児相談の充実を図ります。
- 多様化、複雑化する子どもや家族に関する相談に対応するため、個々の相談窓口を強化するとともに関連部署や団体などとの連携を図り、小学校就学前から小・中学校までの一貫した対応に取り組めます。
- 子育て支援サービスについて、サービスを利用する子育て世帯の方々に確実に情報が行き届くよう、ホームページに子育て支援の特設サイトを構築するとともに、多様な媒体を活用して町内外に情報を発信し、周知を図ります。

② 地域における人材育成

- 高齢者や育児経験豊かな主婦等、地域における子育て支援の担い手となる人材を育成し、地域全体で子育てを支援する体制の構築に取り組めます。

(2) 仕事と子育ての両立の推進

仕事と生活の調和の実現に向け、ワーク・ライフ・バランスの理解と普及の促進に努めるとともに、保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実を図ります。また、仕事と子育ての両立に悩み、結婚・妊娠・出産・育児についての希望を諦めることのないよう、それぞれのライフステージで連続性をもった切れ目ない支援を推進します。

①保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実

- 多様なニーズに対応できるよう、きめ細かな保育サービスの提供を行い、子育てと仕事の両立を支援します。また、吉富こどもの森においては、幼保一体化の特徴を生かし、ことばや数字学習、体験学習の実施はもちろん、他者への思いやりや社会的ルール等の道徳教育も含めた学習の基礎づくりを行うことで、小学校教育へのスムーズな移行を推進します。
- 「放課後児童クラブ」の対象を小学校6年生にまで拡大するなど、放課後児童健全育成事業のサービスの充実を図り、子育てをする親が安心して就労できる環境づくりを進めます。
- 現在実施している病時・病後児保育及び一時預かり事業について、保育需要を満たすことを目指し、利用状況や利用者等の意向を踏まえ、ニーズに沿った受け入れ体制をつくります。

②結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

- 結婚・妊娠・出産・育児に関する希望を実現するため、さまざまな不安や悩みに対応する相談体制を整え、必要に応じた関係機関の紹介や情報提供を行います。

(3) 要保護児童への支援

地域における関係機関・団体との緊密な連携の下、児童虐待の予防及び早期発見に努めるとともに、虐待を受けた児童の速やかな保護と自立支援を図ります。

①児童虐待防止対策の充実

- 乳幼児健診や訪問指導の機会を活用し、相談等を通じて要支援乳幼児家庭の把握を行い、子育て不安の軽減を図り、児童虐待の早期発見や予防に努めていきます。
- 児童虐待の早期発見から発見後のフォローまでの総合的な対応を図るため、行政、関連団体、警察・児童相談所等の専門機関による「吉富町要保護児童対策協議会」により、関係機関・団体の連携を密にします。また、保育所や学校等においても児童虐待の未然防止のために見守り体制を強化します。
- 主任児童委員及び民生委員・児童委員と行政や教育機関等が要支援児童家庭の情報を共有し、日頃の安全パトロールへの参加やセミナー参加者の定例会での報告等の活動を行い、地域での相談・援助等の支援を行っていきます。

成果指標

指標の内容	現況値	目標値
子育て相談総合窓口相談者数	年15人	毎年度18人
放課後児童クラブ児童受入率	低学年 100% 高学年 — (新規)	低学年 毎年 100% 高学年 毎年 100%

◆みんなができること◆

- 子育てに対する理解を深め、適切な協力や支援をします。
- 地域で子どもたちを見守り、子育て家庭への手助けをします。
- 地域の子どもたちを地域の住民みんなで育てていきます。

基本政策の方向性

すべての高齢者が地域社会を構築する重要な一員として尊重され、生涯にわたって住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、地域における高齢者の社会参加・生きがいづくりの促進や、保健・医療・介護・福祉サービスの連携による総合的な支援体制（地域包括ケアシステム）を確立します。

現況と課題

- 全国的に高齢化が進行する中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築や、高齢者福祉施策の着実な推進が求められています。
- 平成26年6月に公布された医療介護総合確保推進法により、これまで介護予防給付により行われてきた要支援認定者のホームヘルプサービスやデイサービスを新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」として市町村が実施することが定められました。
- 本町においても、高齢者人口、高齢化率は今後ますます増加することが見込まれている中、「吉富町高齢者福祉計画」に基づき、各種の高齢者福祉サービスの提供や介護予防事業、高齢者交流事業などを実施してきました。
- 前期基本計画期間においては、平成24年度から「ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク協議会」を設置し、高齢者など要援護者の地域見守り体制の整備を進めています。また、今後3年間の町の高齢者福祉サービスの実施方針を定めた「吉富町高齢者福祉計画」を平成27年3月に策定しました。
- これからの中期基本計画期間においては、これまでの施策を継続していくとともに、高齢者が必要なときに適切なサービスが受けられるよう、高齢者世帯の支援や高齢者の交流事業などの高齢者福祉事業を進めていく必要があります。
- さらに、高齢者がいきいきといつまでも自分らしく活動・生活できるよう、地域社会における高齢者の自主的な活動を支え、豊富な知恵と経験を活かせる環境を整えることが求められます。

■高齢者人口・高齢化率の推移

単位：人

		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
高齢者人口 (65歳以上人口)		1,820	1,826	1,815	1,846	1,890	1,915
		25.4%	25.7%	25.5%	25.9%	26.8%	27.2%
区分	前期高齢者 (65歳～75歳未満)	933	930	907	911	906	925
	後期高齢者 (75歳以上)	887	896	908	935	984	990

資料：住民基本台帳及び外国人登録（各年3月末現在）

主要施策

(1) 介護予防・日常生活支援の推進

多様なサービス提供主体と連携し、比較的元気な高齢者から支援が必要な高齢者まで、切れ目のないサービスを提供することや住民主体の介護予防活動を地域で展開し、「地域づくりによる介護予防」を推進します。

① 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

- 高齢者が要支援・要介護状態にならないよう、住民ボランティアや医療・介護の専門職等と連携し、多様なサービスの提供による生活機能の維持や自立の促進を図ります。
- 高齢者世帯における高齢者の健康増進を目的とした配食サービス事業、閉じこもり予防を目的とするデイサービス事業など、利用者のニーズに応じた事業の利用を促し、高齢者世帯の支援を図ります。
- 吉富町社会福祉協議会と連携し、介護予防に関する知識の普及・啓発、地域における活動の育成・支援を目的として、介護予防教室の普及活動に努めます。

② 地域包括支援センターの機能強化

- 地域包括支援センターを拠点として、保健・医療などの関係機関と連携し、高齢者に対するきめ細かな支援を実施します。
- 地域ケア会議を開催し、要支援認定者等の介護予防ケアマネジメントを多職種で協議し、自立に向けたケアプランの検討を行います。
- 生活支援コーディネーターを配置し、高齢者のニーズとボランティア等の地域資源とのマッチングにより、多様な主体による生活支援を実施します。

(2) 在宅医療と介護の連携

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、居宅に関する医療機関、介護サービス事業者及び地域包括支援センター等の関係者が連携し、切れ目なく在宅医療と介護サービスが提供される体制を確立します。

① 在宅医療の普及啓発や人材育成

- 町の広報誌やポスター・リフレットの作成を行い、在宅医療・介護サービス、看取りに関する理解を求めため、普及・啓発に取り組みます。
- 在宅医療に関わる人材育成を図るため、医療関係者に対する介護サービス等の研修、介護関係者に対する医療等の研修を医師会の協力を得て実施します。

② 医療・介護等関係機関との連携強化

- 地域の医療関係者やケアマネジャー等介護関係者、保健所等と連携しながら、在宅医療・介護連携に関する課題の抽出及び対応策、関係者間での情報共有の方法等について協議及び検討を行います。
- 地域の医療・介護関係者の協力を得て、24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築を進めます。

(3) 認知症施策の推進

地域包括ケアシステムの構築を目指す中で、家族や地域住民が認知症への正しい理解を深めるための普及・啓発と早期対応による適切な医療・介護の提供ができる体制の確立を目指します。

① 認知症を支える体制づくり

- 地域全体で認知症の人を支える基盤として、広報誌等での認知症に関する周知や認知症サポーター養成講座の開催による正しい理解と支援を促進します。
- 地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、医療機関や介護事業所及び地域の支援機関との連携を図る支援や、家族介護者を支援する相談業務等を担う人材の育成を推進します。
- 地域包括支援センターや認知症疾患医療センターを含む病院・診療所等と密な連携を図り、認知症専門医の指導の下、認知症が疑われる人又はその家族を支援します。

(4) 高齢者の生きがいづくりの推進

長い人生で培った経験や知識、技術を活かし、地域社会に貢献したい高齢者や仲間づくりを通して地域社会と繋がりを持ちたいと思う高齢者のために、社会参加活動を促進します。

① 生きがい健康づくり活動の支援

- 地域の人々と交流を深めるとともに、健康増進や孤独感の解消を図り、高齢者が明るく生きがいを持って生活できるよう、交流活動や健康づくり活動の支援を行います。

② 社会参加の環境づくり

- 高齢者が長い人生で培った経験や知識、技術を活かすことができるように、各種ボランティア団体を育成します。

◆ みんなができること ◆

- 近所の高齢者へ日頃から声かけや見守りをします。
- 地域の高齢者のこれまでの経験や知恵をもっと活かしてもらえるようにします。



ピンシャン体操



ふれあいサロン

基本政策の方向性

障がいのある人が地域で自分らしく自立した生活を送ることができるよう、相談支援体制や在宅生活支援の充実をはじめ、雇用・就労の機会、日常的な居場所の確保等、包括的な自立支援体制づくりに取り組みます。

現況と課題

- 平成25年4月に「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改正され、身体・知的・精神の3障害の範囲に難病等が加わり、さらなる障害福祉サービスの充実などが図られています。
- 本町では、障害者手帳交付時に各種施策・サービスを紹介したパンフレットを配付し、障害福祉サービスの周知を行っています。
- また、障がい者相談会や重度心身障がい者等タクシー券、巡回相談の開催等を町広報誌で周知しています。
- 前期基本計画期間においては、「吉富町障害者基本計画」及び「吉富町障害福祉計画」に基づき、関係機関との連携による障害福祉サービスの提供を進めてきました。また、「第4期吉富町障害福祉計画」を平成27年3月に策定しました。
- これからの中期基本計画期間においては、前期基本計画におけるこれらの施策を継続していくとともに、「第4期吉富町障害福祉計画」に基づき、法の趣旨に応じた障がい者福祉施策の充実を図ることが必要です。

主要施策

（1）日常生活の支援

障がい者やその家族が、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できるよう、各種施策の推進、支援の充実に努めます。

①自立した生活のためのサービスの提供

- 障がい者の意向を踏まえ、指定特定相談支援事業者や福祉サービス事業者と連携をとり、一定期間ごとのモニタリングを通して支援内容を改善していくことで、より効果的なサービス提供や障がい者の自立性の向上を図ります。
- 地区自立支援協議会においてもサービス利用支援のチェックを行い、指定特定相談支援事業者の業務適正化を図ります。
- 地域相談支援を図ることにより、地域移行後の地域との関わりや本人の心身のケアについてもフォローする体制を構築していきます。

②相談支援体制の充実

- 障がい者や家族等の介助者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な支援を行います。
- 豊築の市町で設置する「豊築地区自立支援協議会」において、困難事例の解決相談支援事業の実施状況報告・情報提供に取り組み、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善を推進します。

③障がい児施策の充実

- 保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関の連携により、発達に支援が必要な子どもを早期に発見し、子ども本人に対する早期の療育支援につなげていきます。
- 障がい児を持つ保護者にとっては、成長の各段階で、地域にどのような支援があり、学校や社会の中でどのように周囲と関わることが重要となってくるため、適切な相談支援体制を構築し、サービス提供に努めます。

(2) 障がい者への就労支援

就労系サービスの利用ニーズの把握に努め、福祉サービス事業者等と連携しながら就労を総合的にサポートする体制づくりを推進し、必要なサービスの確保を図ります。

①雇用・就業の支援

- 障がい者の自立を支援するため、特に、一般就労に繋がりがやすい就労移行支援の利用を積極的に提案します。
- 障がい者就業・生活支援センターの協力を得ながら、効果的なサービス提供に努めます。

(3) 生き生きとした暮らしに向けた支援

必要なサービス、制度等に関する情報を提供し、障がい者が安心して日常生活や社会生活を送ることができるように支援します。

①地域参加・生きがいがづくり

- 福祉・保健・医療・教育及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、ボランティアの育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発、社会適応の支援等の事業を推進します。
- ダンスや調理、創作活動など様々な活動を通して障がい者の交流・活動を支援し、働く喜びと社会参加の意識向上に取り組みます。

②啓発・広報及び理解の促進

- 障がい者福祉制度のパンフレットを作成して窓口に設置し、障害者手帳取得者やその家族など必要な方に配布します。また、定期的に情報内容について見直しを行います。
- 障がい者相談会の開催等により、各個人に必要な情報の提供、助言、障がい福祉サービスの利用支援を行います。また、障がいについて正しい理解を促すため、広報誌等で啓発を行います。

◆みんなができること◆

- 障害・疾病について、正しい理解をします。
- 障がいのある人が地域で自分らしく生活できるよう、就労・社会参加に対する支援や協力をします。

基本政策の方向性

民生児童委員や関係機関との連携を密接にし、経済的な援護を行うとともに、離職者の再就職を実現するために相談業務を強化します。

現況と課題

- 社会や経済状況の変化等に伴い、生活に困窮する人が多くなっており、生活保護世帯は全国的に増加する傾向にあります。
- 本町では、関係機関と連携を図り、生活困窮者への自立更生を図るとともに、離職者への住宅支援、就業支援等の情報提供を積極的に行っています。
- 前期基本計画期間においては、民生児童委員との連携による生活保護制度の適正に運用や、再就職支援相談の情報提供が図られました。
- これからの中期基本計画期間においては、前期基本計画におけるこれらの施策を継続していくとともに、経済状況の動向などにより生活保護世帯の増加が懸念されることから、関係機関と連携のもと、継続した自立支援に取り組むことが必要です。

主要施策

(1) 生活保護制度の適正運用

京築保健福祉環境事務所や民生児童委員等との連携のもと、生活困窮者の把握を行うとともに、被保護世帯の実態把握に努め、生活保護制度の適正な運用に努めます。

① 民生児童委員との連携強化

- 民生児童委員との連携を強化し、要保護世帯の実態を把握し、生活保護制度を適正に運用します。

(2) 離職者への再就職支援

関係機関との連携のもと、各人の状況に応じた適切な就労指導を行い、自立の促進に努めます。

① 再就職相談の実施

- 離職者が適正な再就職支援を受けることができるよう、再就職支援相談を行います。

◆みんなができること◆

- 生活保護制度の意義について正しい理解を深めます。